

基本財産及び特定資産に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第36条に定める基本財産及び定款第4条第1項第4号及び第6号に基づきリハビリテーション医学の発展のための学術研究に対して助成を行うための特定資産を設け、その取扱いについて規定するものである。

第2条 前条に規定する特定資産は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究助成資産
- (2) 学術集会事業積立資産

第3条 基本財産及び前条の特定資産は、定期預金等確実な方法により管理し、利子が生じる場合には、本医学会が行う事業支出の一部に充当するものとする。

(特定資産の対象事業)

第4条 第2条第1号に規定する学術研究助成資産の助成対象は、本医学会が助成する学術研究とし、理事会において審議決定する。

2 第2条第2号に規定する学術集会事業積立資産の対象事業は、学術集会に関する事業とする。

(基本財産の積立)

第5条 基本財産を積み立てようとするときは、理事会の議により社員総会の議決によって行うことができる。

(特定資産の積立)

第6条 特定資産は、第4条に規定する特定資産の対象事業を実施するために、財務状況を勘案し、理事会の承認を得て積み立てることができる。

(取り崩し)

第7条 本医学会事業の遂行上必要と認められる場合は、基本財産または特定資産の一部を取り崩して使用することができる。

2 取り崩しは特定資産の取り崩しを優先し、基本財産の取り崩しは、やむを得ない場合に限るものとする。

3 基本財産の取り崩しは、定款第36条の規定に基づき、理事会の議により社員総会の決議を必要とする。

4 特定資産の取り崩しは、理事会の議により行うものとする。

(運用事項)

第8条 本規則に定めるもののほかに必要な運用事項は、理事会において定める。

(規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 本規則は、平成26年6月4日に制定し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 本規則の制定に伴い「公益事業基金に関する規則（平成13年11月17日施行）を廃止する。

附 則

本細則は、平成26年11月29日より施行する。